

利用上の注意

商業統計調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第23号）であり、商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）によって実施されています。

1. 集計対象

この統計表は、平成9年6月1日現在で実施した平成9年商業統計調査の調査結果を、流通経路別に再集計したものです。

集計対象商店の範囲は、次のとおりです。

集計種別	法人組織の商店
業種	卸売業（ただし、代理商、仲立業を除く）
地域	全国
商店数	312,672店（集計対象商店）

なお、平成9年の卸売業合計の商店数は391,574店であり、この統計表の集計対象商店（法人組織の商店）とは78,902店の差がありますが、これは「代理商、仲立業」及び個人商店が集計から除かれているためです。卸売業合計に占める集計対象商店の割合は、商店数で79.9%、年間販売額で99.1%となっています。

2. 流通段階と流通経路別の格付け方法

個々の商店の流通経路の格付けは、商業統計調査の調査項目の「年間商品仕入額の仕入先別割合」及び「年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合」の中で、その最も大きい割合の仕入先及び販売先によって決定します。流通段階と流通経路の関係は、別表1のとおりです。

3. 主な用語の説明

(1) 従業者数

平成9年6月1日現在で、主としてその商店の業務に従事している者をいい、個人事業主及び無給家族従業者、会社及び団体の有給役員を含む常時雇用従業者（平成9年4月、5月の2か月間に、それぞれの月に18日以上雇用され、調査日現在も雇用されている臨時及び日雇の者を含む）をいいます。

(2) 年間販売額

平成8年6月1日から平成9年5月31日までの1年間の商品販売額をいい、消費税額を含みます。

(3) 商品手持額

平成9年6月1日現在で、商店が販売の目的で所有している手持商品の金額をいいます。手持商品の評価は、原則として仕入原価によります。

(4) 仕入先別割合

① 自店内製造

商店がその場所で製造した製品の原価割合です。

② 本支店間移動

自企業において、他の場所にある本支店及び支店相互間で取引した仕入額、並びに自企業の他の場所にある工場で製造した製品又は商品を工場と本支店間で取引した仕入額の割合です。

③ 生産業者

製造業、鉱業などの生産業者から、直接その生産品を仕入れた仕入額の割合で、親会社とその他の生産業者に分けられます。

- ④ 卸売業者・その他
他企業の卸売業者、小売業者から仕入れたもののほか、中古品、くず等を購入した金額の割合です。
 - ⑤ 国外（直接輸入）
自己の名で通関手続を行って、直接外国から仕入れた商品の仕入額の割合です。
 - ⑥ 都道府県別
国外を含む仕入額の都道府県別の割合です。
- (5) 販売先別割合
- ① 本支店間移動
自企業内において、他の場所にある本支店間及び支店相互間取引（自己の持っている商品を他の支店に送った場合など）による販売額の割合です。
 - ② 卸売業者
他の卸売業者へ卸売した販売額の割合です。
 - ③ 小売業者
小売業者へ卸売した販売額の割合です。
 - ④ 産業用使用者
工場、鉱山、建設、官公庁、学校、病院、ホテルなどに、業務用として原材料、設備などを卸売した販売額の割合です。
 - ⑤ 国外（直接輸出）
自己の名で通関手続を行って、直接外国に販売した商品の販売額の割合です。
 - ⑥ 都道府県別
国外を含む卸売販売額の都道府県別の割合です。

4. 集計方法

(1) 延商店数

1商店で仕入先、販売先が2つ以上ある場合の仕入先別、販売先別の商店数の合計は、その累計（延数）となります。

(2) 仕入額及び販売額の算出

① 仕入先別の年間仕入額

仕入先別の年間仕入額は、金額を事業所単位で調査していないため、調査項目中の「6-1 年間商品販売額」の合計に「14.年間商品仕入額の仕入先別割合(%)」を乗ずることにより算出しています。

(イ) 仕入先別（業者別）の年間仕入額＝仕入先別の業者別割合×年間商品販売額

(ロ) 仕入先別（都道府県別）の年間仕入額＝仕入先別の都道府県別割合×年間商品販売額

② 販売先別の年間販売額

(イ) 販売先別（業者別）の年間販売額＝販売先別の業者別割合×卸売年間販売額

(ロ) 販売先別（都道府県別）の年間販売額＝販売先別の都道府県別割合×卸売年間販売額

(ハ) 販売先別（消費者）の年間販売額＝卸売業者の小売年間販売額

5. 産業分類

(1) この統計表の産業分類は、日本標準産業分類のうち卸売業を小分類（3桁）16業種、細分類（4桁）80業種に区分して表章しています（別表2参照）。

(2) 日本標準産業分類の改訂については、巻末の「日本標準産業分類新旧対応表」を参照してください。

6. 記号及び注記

- (1) 年間販売額及び商品手持額の数値については、四捨五入の関係で積み上げた数値とその合計値は必ずしも一致しません。
- (2) 従業者規模の区分は、従来の20～49人を20～29人、30～49人に分割し、100～199人、200人以上を100人以上に統合しました。
- (3) この統計表中、「—」は該当数値なし、「0」及び「0.0」は四捨五入による単位未満、「▲」はマイナスの数値を表しています。「x」は1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所ですが、3以上の事業所に関する数値であっても、1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所も同様としています。

7. その他の注意事項

- (1) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「通商産業大臣官房調査統計部 平成9年 商業統計表 流通経路別統計編（卸売業）」による旨を明記してください。
- (2) この統計表についての照会等は、下記までお願いします。

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
通商産業大臣官房調査統計部商工統計課
電話 (03) 3501-9945、9929 (ダイヤルイン)

別表1 流通段階と流通経路の関係

流通経路		流通段階		
		仕入先	販売先	
第1次卸	直取引卸	他部門直取引卸 取引先が他の産業 である直取引卸	生産業者から仕入れ	産業用使用者へ販売
			生産業者から仕入れ	国外へ販売
		国外から仕入れ	産業用使用者へ販売	
		国外から仕入れ	国外へ販売	
	小売直取引卸 販売先が小売業者 である直取引卸	生産業者から仕入れ	小売業者へ販売	
		国外から仕入れ	小売業者へ販売	
元卸		生産業者から仕入れ	卸売業者へ販売	
		国外から仕入れ	卸売業者へ販売	
第2次卸	中間卸		卸売業者から仕入れ	卸売業者へ販売
	最終卸		卸売業者から仕入れ	産業用使用者へ販売
			卸売業者から仕入れ	国外へ販売
			卸売業者から仕入れ	小売業者へ販売
その他の卸	販売先が 同一企業内である卸	生産業者から仕入れ	生産業者のうち 親会社から仕入れ	同一企業内の本支店へ販売
			生産業者のうち その他の生産業者 から仕入れ	同一企業内の本支店へ販売
		卸売業者から仕入れ	同一企業内の本支店へ販売	
		国外から仕入れ	同一企業内の本支店へ販売	
		仕入れ先が 同一企業内である卸	同一企業内の本支店から仕入れ	同一企業内の本支店へ販売
	同一企業内の本支店から仕入れ		卸売業者へ販売	
	同一企業内の本支店から仕入れ		産業用使用者へ販売	
	同一企業内の本支店から仕入れ		国外へ販売	
	同一企業内の本支店から仕入れ		小売業者へ販売	
	自店内製造品を 販売する卸	自店内製造から仕入れ	同一企業内の本支店へ販売	
		自店内製造から仕入れ	卸売業者へ販売	
		自店内製造から仕入れ	産業用使用者へ販売	
自店内製造から仕入れ		国外へ販売		
自店内製造から仕入れ		小売業者へ販売		

別表2 卸売業の産業分類

分類番号	分類項目名	分類番号	分類項目名
481	各種商品卸売業	5132	石油卸売業
4811	各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）	5133	金属鉱物卸売業
4819	その他の各種商品卸売業	5134	非金属鉱物卸売業（石炭、石油を除く）
491	繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）	5135	鉄鋼卸売業
4911	生糸・繭卸売業	5136	非鉄金属卸売業
4912	繊維原料卸売業（生糸、繭を除く）	514	再生資源卸売業
4913	糸卸売業	5141	空瓶・空缶等空容器卸売業
4914	織物卸売業（室内装飾繊維品を除く）	5142	鉄スクラップ卸売業
492	衣服・身の回り品卸売業	5143	非鉄金属スクラップ卸売業
4921	男子服卸売業	5144	古紙卸売業
4922	婦人・子供服卸売業	5149	その他の再生資源卸売業
4923	下着類卸売業	521	一般機械器具卸売業
4924	寝具類卸売業	5211	農業用機械器具卸売業
4925	靴卸売業	5212	建設機械・鉱山機械卸売業
4926	履物卸売業（靴を除く）	5213	金属加工機械卸売業
4927	かばん・袋物卸売業	5214	事務用機械器具卸売業
4929	その他の衣服・身の回り品卸売業	5219	その他の一般機械器具卸売業
501	農畜産物・水産物卸売業	522	自動車卸売業
5011	米麦卸売業	5221	自動車卸売業（二輪自動車を含む）
5012	雑穀・豆類卸売業	5222	自動車部分品・附属品卸売業
5013	野菜卸売業	523	電気機械器具卸売業
5014	果実卸売業	5231	家庭用電気機械器具卸売業
5015	食肉卸売業	5232	電気機械器具卸売業（家庭用電気機械器具を除く）
5016	生鮮魚介卸売業	529	その他の機械器具卸売業
5019	その他の農畜産物・水産物卸売業	5291	輸送用機械器具卸売業（自動車を除く）
502	食料・飲料卸売業	5292	精密機械器具卸売業
5021	砂糖卸売業	5293	医療用機械器具卸売業（歯科用機械器具を含む）
5022	味そ・しょう油卸売業	531	家具・建具・じゅう器等卸売業
5023	酒類卸売業	5311	家具・建具卸売業
5024	乾物卸売業	5312	荒物卸売業
5025	缶詰・瓶詰食品卸売業（気密容器入りのもの）	5313	畳卸売業
5026	菓子・パン類卸売業	5314	室内装飾繊維品卸売業
5027	清涼飲料卸売業	5315	陶磁器・ガラス器卸売業
5028	茶類卸売業	5319	その他のじゅう器卸売業
5029	その他の食料・飲料卸売業	532	医薬品・化粧品等卸売業
511	建築材料卸売業	5321	医薬品卸売業
5111	木材・竹材卸売業	5322	医療用品卸売業
5112	セメント卸売業	5323	化粧品卸売業
5113	板ガラス卸売業	5324	合成洗剤卸売業
5119	その他の建築材料卸売業	539	他に分類されない卸売業
512	化学製品卸売業	5391	紙・紙製品卸売業
5121	塗料卸売業	5392	金物卸売業
5122	染料・顔料卸売業	5393	薪炭卸売業
5123	油脂・ろう卸売業	5394	肥料・飼料卸売業
5124	火薬類卸売業	5395	スポーツ用品・娯楽用品・がん具卸売業
5129	その他の化学製品卸売業	5396	たばこ卸売業
513	鉱物・金属材料卸売業	5397	貴金属製品卸売業（宝石を含む）
5131	石炭卸売業	5399	他に分類されないその他の卸売業